

# ゆうせい共済



## 1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※ 必ず担当名を記載してください。

※ 郵送料は差出人負担です。

## 2 ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、  
申請様式の取得にご利用ください。スマートフォン  
対応

## 3 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く〕

※ 電話番号はお間違えないようお願いします。

## Contents

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ● 電子申請についてのご案内                   | 2   |
| ● 就職・別居等に伴う被扶養者の取消手続を忘れずに!       | 3   |
| ● 2022年度 被扶養者資格確認を実施します          | 4~5 |
| ● 9月からの標準報酬月額をご確認ください            | 6   |
| ● 柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの注意事項      | 6   |
| ● 傷病手当金の請求書送付先・連絡先が変わります!        | 7   |
| ● 特定健康診査の受診者特典のお申込みはお早めに!        | 8   |
| ● 特定保健指導を利用して健康になりましょう           | 8   |
| ● 今年もやります! 禁煙指導サービス!!            | 8   |
| ● 健康診断結果を活用した健康づくりを応援します!        |     |
| ご利用には初回登録が必要です。                  | 9   |
| ● 年末調整等に必要な証明書を発行します(「みらい」・住宅貸付) | 10  |
| ● 「みらい」加入者の皆さまへ                  | 10  |
| ● 「医療費のお知らせ」を11月下旬(予定)に発行します     | 11  |
| ● マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!      | 11  |
| ● マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット     | 12  |

# 電子申請についてのご案内

8月から、電子申請を導入しています。  
ホームページから利用登録ができます。



## ぜひ、電子申請をご活用ください

電子申請とは、インターネットを利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間（システムメンテナンス時間帯を除く。）申請・届出が可能となるサービスです。

電子申請では、証明書類は即時発行のため、「申請」ボタンを押下後、すぐに証明書のPDFファイルをダウンロードし、ご自宅のプリンター又はコンビニ等のプリントサービスで印刷して使用することができます。

## 電子申請の対象となるもの（2022.8.1現在）

※ 対象様式は、順次追加します。

| No. | 証明書名・手続名               | 用 途                                                                                                          |
|-----|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①   | 資格証明書                  | 組合員証又は被扶養者証の発行前や紛失時に、急きょ医療機関等にかかりたいとき                                                                        |
| ②   | 資格喪失証明書                | 組合員の退職や被扶養者の認定取消により、次に加える健康保険組合等への提出が必要なとき                                                                   |
| ③   | 共済組合員期間証明書・被扶養者認定期間証明書 | 組合員又は被扶養者としての資格を有していた期間の証明書が必要なとき<br>※ 日本郵政共済組合の短期給付（健康保険）の資格を有していた期間に係る証明書であり、年金制度に係る「年金加入期間確認通知書」等とは異なります。 |
| ④   | 共済掛金等払込証明書             | 無給休職者または任意継続組合員が、確定申告のため、対象期間中に日本郵政共済組合に直接納めた共済掛金等の額の証明が必要なとき<br>※ 12月下旬に払い込みされた分は、1月中旬以降に反映されます。            |
| ⑤   | 基礎年金番号の届出              | 20歳以上で採用されたとき（年金加入情報連携のための届出）                                                                                |

## 電子申請システムの利用方法

電子申請システムをご利用になるには、事前に電子申請システムの利用登録※が必要です。

※ 利用登録ができるのは組合員ご本人様のみです。被扶養者の方の利用登録はできません。

### ～システム利用までの流れ～（所要時間の目安：約5分）

- ① 共済組合ホームページから電子申請システムにアクセス
- ② メールアドレスの事前登録 → 登録完了メール受信
- ③ 本人確認（画像アップロード等）
- ④ 電子申請システム利用登録 → 利用登録完了メール受信
- ⑤ システム利用開始

### システム操作に困ったら…

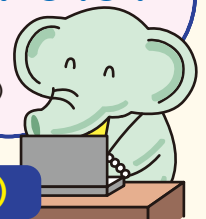
電子申請に関する問い合わせ先

コールセンター **0120-97-8484**  
（通話料無料）

※ 午前9時～午後6時

（土、日、祝日及び12月29日

～1月3日を除く。）



## 《9月末退職の皆さまへ》電子申請が便利な場面（資格喪失証明書の手続）

2022年9月30日退職の場合、本年は最短で10月6日の発送となるため、お手元に到着するのは10月12日前後となる可能性があります。国民健康保険への加入手続をお急ぎの場合は、電子申請をご利用ください。

退職手続を確認するようぞう

退職後に国民健康保険に入るには…資格喪失証明書が必要なんだなあ…共済組合に聞いてみるぞう。

1

もしも、9月30日退職だと、資格喪失証明書はいつ頃届きますか？

最速でもお手元に届くのは10/12（水）前後になるかと…

共済組合

2

早く手続に行きたいのでもう少し早くほしいんですけど…何か方法はありますか？

電子申請なら最速で10/3（月）には発行できますよ。

共済組合

※ 退職情報が会社から共済組合に遅滞なく連携された場合に限りです

3

電子申請を利用したようぞう

利用登録も簡単で即時発行！これは便利だぞう！みんなにもオススメするぞう！

自宅にプリンターがないときは、コンビニ等に設置されているマルチメディア複合機のプリントサービスが便利です！

4

〈広報担当〉

# 就職・別居等に伴う被扶養者の取消手続を忘れずに!

被扶養者証(保険証)  
も必ず返納を!

被扶養者として認定されている方が、就職や別居等により、被扶養者の要件を欠いた場合は、速やかに被扶養者の取消が必要になりますので、忘れずに必要な手続を行ってください。

なお、取消手続の必要書類は、**会社を介さず共済センターへ直接送付してください。**

## 1 就職等に伴う取消の例

**就職・他の社会保険に加入** 卒業等により就職(日本郵政グループ各社への就職や海外留学先での就職を含む)、あるいは他の社会保険に加入した場合

## 2 別居等に伴う取消の例

**別居** ●配偶者(内縁関係を除く)・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹以外と別居した場合  
●進学により別居した被扶養者に被扶養者が得ている収入以上の口座間送金(収入がない場合は最低5万円)をしていない場合

## 3 その他の事由による取消の例

**共同扶養** 4月の昇給等により、今後は共同扶養者(被扶養者を一緒に扶養する義務がある人)の収入が多くなる見込みであることがわかった場合

**収入増加** パートの雇用条件が変わり、年収見込が基準額(130万円)以上となった場合

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に収入増加した場合は、共済センターにご相談ください。

**年金増額改定** 公的年金が増額改定され、年収見込が基準額(180万円)以上となった場合

**雇用保険等** 日額3,612円以上(傷病手当金は月額108,334円以上も条件)を受給しはじめた場合

取消手続を行う場合は、[取消用]被扶養者申告書、必要書類、被扶養者証(保険証)を必ず提出してください。必要書類は、取消理由により異なりますので、詳しくは、共済組合ホームページをご確認ください。

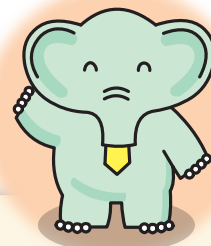
● 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 被扶養者が減った(取消)



**注意**

[取消用]被扶養者申告書には、必ず「認定取消理由」と「認定取消の要件が生じた日」を記入してください。



## 被扶養者証(保険証)等も必ず返納を!

被扶養者の認定取消手続を行う際は、日本郵政共済組合の被扶養者証(保険証)等(※)も必ず返納してください。

被扶養者証(保険証)等を亡失した場合は必ず「組合員証等亡失届」を提出して、亡失の届出を行ってください。

被扶養者の資格がない方が被扶養者証(保険証)を使用する行為は違法行為です。

(※) 被扶養者証とは次のものをいいます。

被扶養者証(保険証。任意継続組合員の被扶養者及び高齢受給者割合が表示されたものを含む。)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

## 返納方法

① カード、紙の証どちらとも右下を切り取ってください。

② 様式「組合員証等返納票」に必要事項を記入します。

● 様式は共済組合ホームページからダウンロードできます。

トップページ ▶ よくある手続から探す ▶ 組合員証等の再交付/返納

③ ①と②を併せて、組合員が直接、日本郵政共済組合共済センターへ送付してください。

こちらを郵送

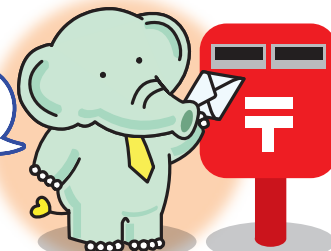


切り取り



所属の会社には  
送付したらだめだぞう。

切り取り



〈被扶養者担当〉

日本郵政共済組合では、法令等に基づき、10月に被扶養者の資格確認を実施しますので、対象となる組合員の方は、期限までに必ず被扶養者の要件を確認できる書類を提出してください。

(注) この資格確認は、7月以降に実施されている会社の扶養手当監査とは異なる手続ですので、ご注意ください。

### 実施スケジュール

9月下旬

10月上旬

資格確認書類発送  
(組合員自宅あて)

到着後、  
提出書類の準備

書類の提出

提出期限  
10月24日

確認に必要な書類が提出されなかった場合

「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条の規定に基づき、日本郵政共済組合の職権で被扶養者の認定を取消することがありますので、ご注意ください。



Q:「資格確認」とはどのようなことをするの？

A:日本郵政共済組合の被扶養者として認定した方の2021年1月1日から12月31日までの1年間に於いて、引き続き要件を欠いていないことを提出していただいた書類により、確認します。確認の結果、被扶養者の要件に該当しないことが判明した場合は、認定取消の手続をご案内しています。

主に、次の内容を確認しています。

- ① 被扶養者の収入が、収入限度額未満であること  
確認書類…所得証明書、給与等証明書 等
- ② 組合員により被扶養者の生計が維持されていること  
確認書類…住民票の写し、別居の被扶養者へ送金している通帳の写し 等

役所や被扶養者の勤務先から  
取り寄せる書類もあるので  
準備はお早めに!



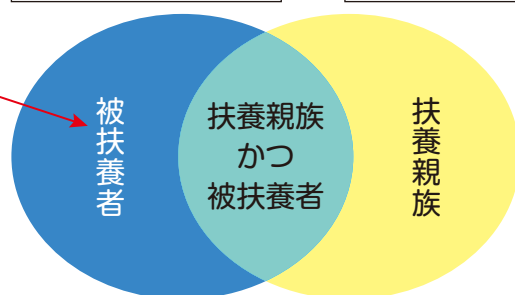
Q:確認の対象者となる被扶養者は？

A:2022年9月1日現在、日本郵政共済組合の認定を受けている被扶養者の方が対象です。  
ただし、日本郵政グループ各社から扶養手当を支給されている方は除きます。(注)

(注) 各社の扶養手当と日本郵政共済組合の被扶養者の要件は、ほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者の方については、資格確認の手続を省略しています。

日本郵政共済組合の制度

会社の手当制度



事前に ☒ チェックしてみましょう! (☒ が1ヶ所でも入った場合は、認定取消の手続が必要となります。)

- ☐ 被扶養者が就職した、または他の健康保険に加入した。
- ☐ パートやアルバイトで被扶養者の収入が増え、限度額以上となった。(※1)
- ☐ 被扶養者が63歳となり、公的年金(老齢厚生年金)の受給が始まり、収入が限度額以上となった。(※2)
- ☐ 被扶養者が雇用保険を受給し始めた。(※3)
- ☐ 被扶養者が自営業を開始し、収入が増加した。(※4)
- ☐ 別居中の被扶養者に生活費として、口座間送金をしていない。(※5)
- ☐ 日本国内に被扶養者の住民登録がなくなった。
- ☐ 共同扶養者の収入が組合員の収入を上回った。(※6)

(※1) 収入限度額は年額130万円／月額108,334円です(60歳以上の公的年金受給者、障害年金受給者は180万円／月額15万円)。

医療職の方で、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した時の給与は、日本郵政共済組合指定の「申立書」に勤務先の証明を受けることにより、被扶養者の収入に算定しません。

また、上記の接種業務に該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に収入増加し年額130万円以上となった場合は、「給与等証明書」に勤務先の証明を受けることで、原則として認定を遡って取消しません。

(※2) 60歳以上で公的年金を受給している場合、限度額は年額180万円／月額15万円ですが、個人年金のみ受給している場合は、限度額は年額130万円／月額108,334円となります。

(※3) 月額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず、被扶養者になれません。

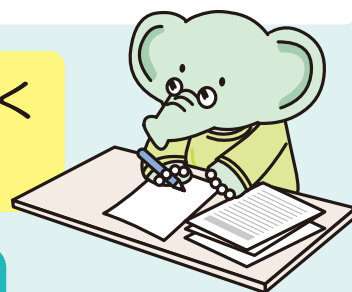
(※4) 日本郵政共済組合で認められる必要経費は、売上原価、給料賃金、地代家賃のみです。

(※5) 被扶養者の月收入以上、最低でも毎月5万円以上の口座間送金が必要です。

(※6) 共同扶養者の収入比較方法については、共済組合ホームページの「お知らせ『夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について』」を参照してください。



日本郵政共済組合では税法上の「所得」ではなく「収入」で判定しますので、ご注意ください!



## 被扶養者資格のない家族の認定取消手続が遅れると…

被扶養者の要件から外れた時点まで遡って認定を取消することになるため、結果として、次のような不利益や手続が生じます。

- 被扶養者証(保険証)を使用して医療機関を受診していた場合、後日、日本郵政共済組合から認定取消日以降の医療費返還請求(自己負担分以外の日本郵政共済組合負担(7割～8割))があり、請求額が高額となることがあります。
- 日本郵政共済組合へ返還した医療費を新たに加入した健康保険組合等に請求できます。なお、請求の時効は診療を受けた日の翌日から2年間となりますのでご注意ください。
- 遡って国民健康保険に加入した場合、保険料をまとめて納付することになるので、一時的な負担が大きくなります。

● 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[トップページ](#)

[よくある手続から探す](#)

[被扶養者が減った\(取消\)](#)



〈被扶養者担当〉

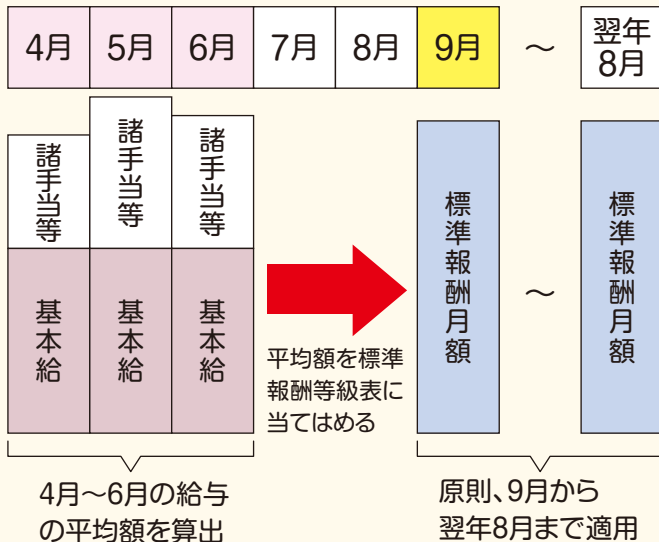
## 9月からの標準報酬月額をご確認ください

毎年9月は「定時決定」により共済掛金や給付金等の算定の基礎となる標準報酬月額が見直される月です。

|       |                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象の方  | 7月1日現在組合員資格がある方                                                                                                 |
| 対象外の方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月1日以降入社した方</li> <li>● 7月～9月のいずれかの月で、随時改定や育児休業等終了時改定等が行われた方</li> </ul> |



### 定時決定のイメージ



### Q1 定時決定の算定対象となる報酬とは？

**A1** 4～6月給与明細(左半分)に記載の支給額(※)と、給与明細に記載のない社宅等の現物給与です。(※)年3回以下支給の手当(賞与や営業手当B、内務サポート手当等)は除く。

### Q2 4月に支給された6か月分の通勤手当は、まとめて4月の給与として算定されるの？

**A2** 例えば6か月分の通勤定期代が6万円とした場合、6で割った1万円が4月から6月の各月の給与として算定されます。

**!** 標準報酬月額の算定は所属の各会社で行っており、共済組合では決定額以外は把握しておりません。個々の算定の詳細については、所属事業所の給与担当へご照会ください。

- 標準報酬等級表等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [用語から探す](#) ▶ [標準報酬\(定時・随時\)](#)



〈 標準報酬・任継・年金担当 〉

## 柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときの注意事項

整骨院や接骨院にはよく「各種保険取扱」等の看板が出ていますが、目的によっては組合員証等<sup>(注)</sup>で施術を受けられない場合がありますので、下表をご参照の上、施術を受けられる前に組合員証等の適用範囲をご確認ください。

| 組合員証等が使える場合                                                                              |                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 打撲</li> <li>● 捻挫</li> <li>● 挫傷(肉離れ等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 骨折・脱臼</li> </ul> <p>※ 応急処置の場合と医師の同意がある場合に限る</p> |

※ 出血を伴う外傷は除く

| 組合員証等が使えない場合(全額自己負担)                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 疲労回復目的のマッサージ</li> <li>● 内因性の筋肉や関節の痛み(リウマチや関節炎等)</li> <li>● 慢性病や症状改善のない長期施術</li> <li>● 保険医療機関で同じ負傷等の治療中である</li> <li>● 医師が治療すべき病気(椎間板ヘルニア等)</li> <li>● 仕事中や通勤途上での負傷</li> </ul> |



整骨院や接骨院は  
けがの原因が明確で、  
緊急性があるときに  
組合員証等が使えるんだね

万が一、組合員証等が使えない状態で  
施術を受けてしまうと、  
共済組合から組合員へ  
施術代の返還を必ず求めるので、  
事前の確認を忘れずにね



(注) 組合員証(保険証)、被扶養者証(保険証) ※ (任意継続組合員証及び任意継続被扶養者証を含む。)

- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) ▶ [給付・医療費から探す](#) ▶ [整骨院・接骨院のかかり方](#)



〈 給付担当 〉

## 傷病手当金の請求書送付先・連絡先が変わります!

2022年10月1日からの被用者保険の適用拡大による組合員の増加を踏まえたサービス維持のため、傷病手当金の審査・支給を行う業務体制を整えることとなりました。

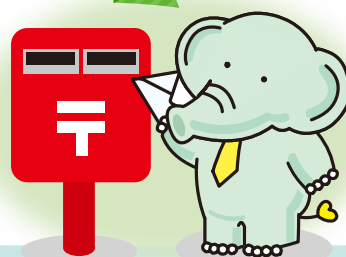
これに伴い、これまで共済センターあてにお送りいただいていた、傷病手当金請求書などの請求書類の送付先等が以下のとおり変わります。

送付先・連絡先の変更は

# 2022年10月1日から

傷病手当金請求書類の新たな送付先

〒277-8691 柏郵便局 私書箱 第5号  
(株) グロップ内  
日本郵政共済組合 傷病手当金担当



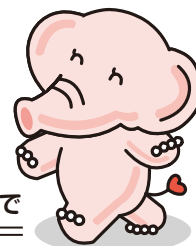
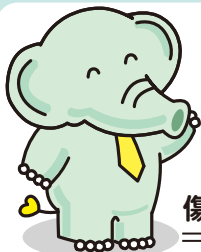
また、今後傷病手当金の審査・支給事務にかかるご連絡先は、以下の電話番号となります。日本郵政共済組合からご請求内容の不明点等についてお伺いする際も、主にこの電話番号からご連絡します。

ご請求中の傷病手当金に関する新たな連絡先

## 0120-586-028

(通話料無料 受付時間:平日9:00-18:00)

傷病手当金の仕組み・様式の送付依頼はこれまでどおり0120-97-8484まで



★送付時期・送付先・連絡先をお間違いないようよろしくお願いします★

### 《皆さまへお願い》

#### ◎ 公的年金(※)を受給されている皆さまへ

公的年金を受給されている場合、傷病手当金の支給額を調整することとなっております。受給される(されている)場合は、傷病手当金のご請求の都度、年金証書(全面の写し)、年金額改定通知書(写し)、年金支給額変更通知書(写し)を請求書類に添えてお送りください。

※ 老齢基礎、老齢厚生、退職共済、遺族基礎、遺族厚生、遺族共済、障害基礎、障害厚生、障害共済の各年金。

#### ◎ 退職後も日本郵政共済組合から傷病手当金を受給される方へ(任意継続組合員を除く)

傷病手当金のご請求の都度、健康保険証の写しを請求書類に添えてお送りください。

〈 給付担当 〉

「被扶養者」・「任継」・  
「任継の被扶養者」限定

## 特定健康診査の受診者特典のお申込みはお早めに!

- 特定健康診査を受診した方
- パート先等で健康診断を受けた方
- 人間ドックを受検した方

2022年度受診結果の写しと  
申込書(受診券に同封)を提出

特典があります!  
お申込みはお早めに!

申込期限 **2023年1月31日(火)** 必着

選んでもらえる



特典は  
30品目程度の中から  
好きなものを  
お選び  
いただけます。

(注) 受領されずに返送となった場合、  
再発送はいたしかねます。

もれなくもらえる



日本郵政  
共済組合  
オリジナル  
「健康情報冊子」

カタログ商品の最終申込期限は2023年3月10日(金)です。

※ お届け希望日として指定できる日は、2023年3月31日(金)までです。なお、商品はなくなり次第終了となりますので、お早めにお申込みください。

( 助成担当 )

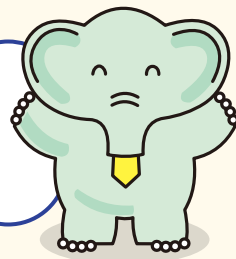
## 特定保健指導を利用して健康になりましょう

特定保健指導とは、生活習慣病の発症リスクが高く  
生活習慣の改善が必要な方(注)を対象とした、専門家による重症化予防プログラムです。

(注) 定期健康診断、人間ドック、特定健康診査等の結果に基づき  
判定します。

**利用方法** 対象者には、所属事業所または日本郵政  
共済組合からお知らせします。

未来の健康のためにも  
特定保健指導を  
ぜひご利用ください。



| 組合員本人                                                                                                | 被扶養者・任意継続組合員                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 対象者には2022年8月以降、日本郵政共済組合が業務委託する特定保健指導の実施会社(日本郵政コーポレートサービス株式会社)から所属事業所を通じて通知します。指定の日時・場所で初回面接を受けてください。 | 対象者には8月下旬以降、日本郵政共済組合から「特定保健指導利用券」を送付します。希望の実施機関へ予約の上、初回面接を受けてください。 |

### 保健指導の内容

- STEP①** 初回面接で、専門家(保健師・管理栄養士等)と相談し、生活習慣の改善目標を設定
- STEP②** 設定した目標に沿って生活習慣の改善を実施
- STEP③** 3~6か月後に、目標の達成状況を確認(実施評価)

- 手続等の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。

トップページ ▶ 用語から探す ▶ 特定健診・特定保健指導



病気になるリスクの高い方  
には、メールや電話での  
継続的な  
サポートも!



( 助成担当 )

## 今年もやります! 禁煙指導サービス!!

昨年ご好評を頂いたため、今年も禁煙指導サービスを実施します。  
実施の詳細が決まり次第、共済組合ホームページにて周知するとともに、  
会社からもご案内がありますので、ご参加をお待ちしています。



禁煙  
NO SMOKING

( 助成担当 )

# 健康診断結果を活用した健康づくりを応援します！ご利用には初回登録が必要です。

組合員の被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者のみなさまに、特定健康診査の結果を提出いただくことで、健康診断の結果を分かりやすく表示するとともに、「疾病リスク」や「健康余命」などの指標に置き換えて、将来の健康状態がどうなるか？が予測できる「健康ポータル・マイリスク」を導入しています。

(注) 組合員本人は、日本郵政グループが提供する「マイヘルスNavi」で同様のサービスをご利用になれます。

## 初回登録専用ページ(初回のみ)

※初回利用時はこちらで初回登録手続きをしてください

初回登録専用ページURL

[https://happyth.com/register/step1\\_2](https://happyth.com/register/step1_2)



**SIGNUP** 初回登録

※本人確認を行います。以下の欄に本人情報を入力し、「確認する」ボタンをクリックしてください。

初回登録ID

初回登録パスワード

**組合員の皆様**  
日本郵政グループ 福利厚生サービス  
Letter for Benefit マイヘルスNavi

- 初回認証ID 17桁  
JP(半角大文字)+社員番号(8桁)+0000000(0を7桁)  
例)JP1234567800000000
- 初回認証PW:生年月日数字8桁  
例)1980年1月1日 ⇒ 19800101

**被扶養者・任意継続組合員の皆様**

- 初回認証ID:「JP」+「組合員番号8桁」+「生年月日8桁」+「男性:1または女性:2」  
例)JP+ 組合員番号:12345678+生年月日:1980年1月1日+ 男性:1  
⇒JP12345678198001011
- 初回認証PW:生年月日数字8桁  
例)1980年1月1日 ⇒ 19800101

## 初回登録手順

- ①初回登録専用ページにアクセスし、上記の初回認証ID・初回認証パスワードを入力し「認証する」をクリック。
  - ②メールアドレスを登録。
  - ③確認メールが届いたら、メール文中にあるURLにアクセスし情報を登録。  
受信拒否設定やドメイン指定により、メールが届いていないケースがあります。「@bohc.co.jp」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。
  - ④生活習慣アンケートを入力。
  - ⑤入力内容を確認し、「登録する」をクリックし完了です。
- <注意事項>グループ子会社に出向している組合員の方は、右記のQRコードを使用してログインしてください。



過去5年分のデータ  
見るができます！



グラフだから見やすい！  
要注意の症状はアイコンで表示！  
改善のためのアドバイスもあります



〈助成担当〉

## 年末調整等に必要な証明書を発行します（「みらい」・住宅貸付）

今年度の証明書の発行スケジュールは下表のとおりです。

組合員のご住所あてに圧着ハガキで郵送しますが、原則、再発行はできません。皆さまが年末調整等の各種手続を行うまでの間、大切に保管してください。

| 利用制度                                     | 証明書名称                         | 発行対象者                                                                     | 発行時期                 |
|------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 団体積立年金保険<br>「みらい」                        | 生命保険料<br>控除証明書                | 2022年8月末日現在の加入者                                                           | 2022年<br>10月中旬       |
| 一般住宅貸付<br><u>弁済回数120回<br/>(10年)以上に限る</u> | 住宅取得資金に係る<br>借入金の<br>年末残高等証明書 | <u>2008年1月～2008年12月</u> または<br><u>2013年1月～2022年8月</u> の間に、<br>貸付を受けた方（※1） | 2022年<br>10月上旬       |
|                                          |                               | <u>2022年9月～12月</u> の間に、貸付を受けた方<br>または <u>臨時弁済をした方</u>                     | 2023年1月下旬<br>～2月上旬   |
|                                          |                               | 上記のいずれにも該当しない、住宅借入金等<br>特別控除の適用を受けられる方（※2）                                | 直接、共済組合に<br>申請してください |

（※1）2007年以前及び2009年1月～2012年12月貸付分は、住宅借入金等特別控除の期間終了のため発行対象外です。

（※2）税務署で住宅借入金等特別控除の対象であることをご確認の上、様式「年末残高等証明書 発行申請書」を提出してください。

- （※2）の様式「年末残高等証明書 発行申請書」は共済組合ホームページからダウンロードできます。



[トップページ](#) ▶ [福祉事業・貸付事業](#) ▶ [住宅貸付（一般）](#) ▶ [貸付後の手続](#)

郵送先 日本郵政共済組合共済センター 貸付・みらい担当（住所は表紙を参照） 〈貸付・みらい担当〉

## 「みらい」加入者の皆さまへ

今年度も団体積立年金保険「みらい」へのお申込みをいただきありがとうございました。

◎「みらい」にご加入の皆さまへ送付物のご案内です。

| 送付時期           | 既加入者                   | 新規加入者           |
|----------------|------------------------|-----------------|
| 10月中旬頃         | 生命保険料控除証明書             |                 |
| 11月下旬頃         |                        | みんなのMYポータル資料（※） |
| 2023年<br>1月中旬頃 | 払込取扱票（一時積み増しを申し込んだ方のみ） |                 |

※ 新規登録に必要なIDとパスワードが記載された圧着ハガキと操作方法等のご案内

（注）新規でご加入いただいた方は、11月下旬頃に送付される「みんなのMYポータル資料」を参考に、みんなのMYポータルに登録し、2023年1月に加入内容をご確認ください。

また、2023年1月から適用する口数変更及び一時積み増しを申し込んだ方は、2023年1月以降に『みんなのMYポータル』で加入内容をご確認ください（郵送での特段の通知はいたしません。）。

WEBサービス「みんなのMYポータル」（明治安田生命提供）への登録をお願いします

みらい加入者のうち半数以上の方にご登録いただき、パンフレットの閲覧のほか、ご加入内容や積立金残高の確認、一部払い出し請求などにご利用いただいております。

一度お手続きをいただくと、2回目以降は前回の申請内容呼び出すことができ、さらにLINE連携すると、次回からID・パスワードの入力が不要となります。



〈貸付・みらい担当〉

## 「医療費のお知らせ」を11月下旬(予定)に発行します

組合員及び被扶養者が受診された際の医療費等について、世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」を、**11月下旬(予定)**に組合員のご住所あてに圧着ハガキで郵送します。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的         | 皆さまの受診に係る医療費の額を認識いただくとともに、医療機関からの不正請求を抑止するため。<br><u>身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。</u>                                                                                                                                                                                                                        |
| 対 象         | <b>2022年4月及び5月</b> に保険医療機関等で受診したもの。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">送付対象外の受診</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 任意継続組合員世帯の受診</li> <li>● 一部の公費助成を受けての受診</li> <li>● 一部の疾病に係る受診</li> <li>● 一部の医療機関での受診</li> <li>● 組合員証(保険証)や被扶養者証(保険証)を使用しなかった受診</li> </ul> |
| 掲載内容        | ① 受診者氏名 ② 受診年月 ③ 診療区分(入院・外来等の別)<br>④ 医療機関名 ⑤ 診療日数 ⑥ 医療費の総額(※1)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 送付停止を希望される方 | 当該ハガキが不要または発行されることに不都合がある場合<br>⇒ <b>2022年9月30日(金)までに</b> コールセンターへお申し出ください。                                                                                                                                                                                                                                         |
| そ の 他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療費控除の添付書類としてのご利用はできません。(※2)</li> <li>● 「医療費のお知らせ」の再発行のご依頼には対応いたしかねます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                         |

(※1) 自己負担分(2割～3割)と、共済組合負担分(7割～8割)を合算した額です。

(※2) 国家公務員共済組合連合会の実施要領に基づく掲載内容で発行するものであり、確定申告の際に必要な「実際に支払った医療費等の金額」の掲載がないためです。

〈 給付担当 〉

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

「マイナ受付」の記載のあるポスターやステッカーが目印です。ステッカーやポスターのない医療機関・薬局ではご利用できません。利用できる医療機関・薬局は順次増えていきます。



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付カードリーダーに置いて本人確認!!

ご利用にはお申し込みが必要です

スマートフォンからマイナポータルでお申込み



必要なもの

- お申込の方本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(もしくはPC+ICカードリーダー)
- アプリ「マイナポータル」のインストール

ステップ1

- 「マイナポータル」を起動

ステップ2

- 「健康保険証利用申込」をタップ

ステップ3

- 利用規約等を確認して、同意する  
※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

ステップ4

- マイナンバーカードを読み取る  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

お申込み完了

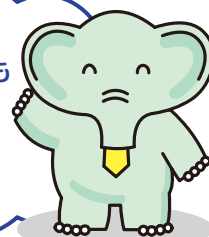
iPhone



Android



医療機関や薬局の顔認証付カードリーダーでもお申込みができます。  
また、セブン銀行ATMでもお申込みができます。



従来の健康保険証(組合員証)も引き続きご利用いただけます。

〈 広報担当 〉

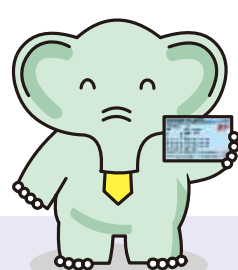
# マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット

## 限度額適用認定証の提示が不要になります！

### Q：限度額適用認定証とは？

**A** 入院や外来の窓口で支払う自己負担額が高額になる場合は、事前に日本郵政共済組合への申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、組合員証等（保険証）と併せて医療機関等に提示することにより、窓口での支払額が、限度額適用認定証の区分に応じた高額療養費の自己負担限度額までになります。

### Q：何が変わるの？

| 今まで                                                                             | これから<br>（「マイナ受付」ができる医療機関等のみ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 限度額適用認定申請書を日本郵政共済組合に申請</p> <p>② 限度額適用認定証が届く</p> <p>③ 限度額適用認定証を医療機関等に提示</p> | <p><b>同意をすると限度額を超える支払いが免除されます！</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて情報提供に同意</li></ul>  <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 組合員証等（保険証）を窓口で提示</li><li>② 受付の方に口頭で情報提供に同意</li></ul>  |

#### 「マイナ受付」ができる医療機関での手続方法

マイナンバーカードまたは組合員証等（保険証）を提示し、本人同意の手続をすることで、限度額適用認定証の提示が不要となります。

まずは、受診されている医療機関等にお問い合わせください！  
対応医療機関は厚生労働省のホームページで確認できます。➡



注意

- 「マイナ受付」を導入していない医療機関等ではご利用できません。
- 住民税（市区町村民税）非課税世帯の場合は、日本郵政共済組合に申請が必要です。まずは共済組合コールセンターへご連絡ください。
- 「マイナ受付」により、オンライン資格確認システムを活用する医療機関等を利用した場合には、診療時等に電子的保険医療情報活用加算として診療報酬の加算がされます。加算点数の詳細については、こちらをご覧ください  
(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/post-106.html>)。

〈被扶養者担当〉